

職員の懲戒処分について

この度、当センターにおいて、以下の医師法などに違反する非違行為があり、当該行為者に対し、職員就業規則に基づき、懲戒処分を行いました。

このたびは、職員による不祥事により皆様に多大なるご心配とご迷惑をおかけする事態となりましたことを心よりお詫び申し上げます。今回の事態を重く受け止め、再発防止策を講じて、これを徹底し、信頼回復に向けて、職員一同、全力で取り組んでまいります。

1 事案の概要

当センターの看護師2名が、令和6年7月から令和7年12月までの間、複数回にわたって、電子カルテの代行入力機能を利用し、医師の指示を受けていないにもかかわらず、自らの薬剤の処方し、薬局で購入したものを。

なお、購入した薬剤は自分のために使用しており、転売などは行われていない。

2 処分年月日

令和8年2月26日

3 行為者及び処分量定

所属：当センター 看護師2名

処分量定：解雇（2名とも）

4 再発防止策

処方については、看護師による電子カルテの代行入力をできなくする措置などをすでに講じて、これを徹底しており、同種の行為が行われないう再発防止策を講じている。

令和8年3月2日 北海道せき損センター